

様式3号

契約の内容

施設名 福島地方環境事務所

業務名	平成31年度中間貯蔵施設事業に係る埋蔵文化財発掘調査業務
契約年月日	平成31年4月1日
契約方法	随意契約
業務場所	双葉町に存在する銅谷迫遺跡及び後迫B遺跡包蔵地内
業務種別	埋蔵文化財発掘調査
契約業者名	福島県教育委員会教育長
契約業者の住所	福島県福島市杉妻町2-16
工期(自)	平成31年4月1日
工期(至)	平成32年3月31日
業務概要	中間貯蔵施設整備関連工事に係る銅谷迫遺跡及び後迫B遺跡包蔵地内を発掘調査するものである。
契約金額	203,728,800円(消費税込)
予定価格 (随意契約の場合)	208,430,267円(消費税込)

随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

工 事 名	平成 3 1 年度中間貯蔵施設事業に係る埋蔵文化財発掘調査業務
契 約 業 者 名	福島県教育委員会教育長
随意契約理由	<p>本業務は、双葉町に存在する銅谷迫遺跡及び後迫 B 遺跡包蔵地内において、開発事業で破壊される部分を対象として行う発掘調査であり、破壊される遺跡の保護と施設建設の両立を図るため、遺物及び遺構等の記録保存を目的とするものである。</p> <p>埋蔵文化財は、市町村民・都道府県民の共有財産であり、むやみに破壊しないよう、文化財保護法で保護されている。開発事業でやむを得ず破壊する場合は、記録保存（発掘調査）し、将来に渡り記録を残すことが規定されている。</p> <p>また、文化庁次長通知(平成 10 年 9 月 29 日 庁保記第 75 号)に基づき、福島県が定めた「埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準」(平成 12 年 4 月)において、県教育委員会及び市町村教育委員会は、開発事業等にあたって、遺跡の現状保存ができない場合は、試掘・確認調査の結果をもとに、それぞれ本発掘調査・工事立会・慎重工事の措置をとるものとされている。さらに、広域の開発事業は、福島県教育委員会が行うこととされており、大熊町・双葉町にまたがる中間貯蔵施設事業はこれにあたるものである。</p> <p>以上の理由により、本業務については福島県教育委員会と契約する必要があり、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として同委員会と随意契約を締結するものである。</p>